

定 款

株 式 会 社 や す ら ぎ

群馬県桐生市美原町4番2号

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 やすらぎ と称し、英文では、YASURAGI CO., LTDと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 不動産の賃貸、管理、売買及び斡旋
- 2 土木工事、石工事及び造園工事の請負
- 3 建設工事の企画、調査、設計、管理、施工並びにコンサルティング業務の請負
- 4 建設機器、建築資材、土木機器、土木建築資材の輸出入並びに販売
- 5 屋内外広告看板、ディスプレイ及び美術看板の企画設計並びに施工
- 6 リース業
- 7 貸金業
- 8 有価証券の保有、運用、売買及び投資業務
- 9 企業経営及び財務のコンサルティング業務
- 10 企業の合併、提携、営業権、有価証券等の譲渡に関する指導、仲介及び斡旋
- 11 損害保険業務
- 12 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を群馬県桐生市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。

但し、電子公告を行なうことができない事故その他のやむを得ない事由が生じ

たときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行する株式総数は、60,000,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第8条 当社の1単元の株式数は100株とする。

② 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿の記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続き及び手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿、実質株主名簿及び株主喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱等株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月20日とする。

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(参考書類等のインターネット開示)

第16条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

(員数)

第17条 当会社にと取締役10名以内を置く。

(選任)

第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

② 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第22条 当会社に監査役4名以内を置く。

(選 任)

第23条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任期)

第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第25条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第26条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

第6章 計算

(事業年度)

第27条 当社の事業年度は、毎年1月21日から翌年1月20日までとする。

(剰余金の配当)

第28条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年7月20日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。

(自己株式の取得)

第29条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行なうことができる。

(配当金の除斥期間)

第30条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

- 第1条 ①平成16年7月30日から改訂するものとする。
②平成17年4月14日より改正実施する。
- 第2条 本規程（但し、第2条及び第5条を除く）は、会社法施行の日をもって改正実施する。
- ② 本付則は、本規定の実施の日をもって削除する。